

平成 21 年 (ワ) 第 1 1 3 5 号

損害賠償等請求事件

原告 小川達夫

被告 柏 市

千葉地方裁判所

松戸支部民事部い係 御中

意 見 書

平成 23 年 3 月 3 日

原告 小川達夫

記

第 1 補充説明について

- 1 平成 23 年 2 月 22 日第 9 回口頭弁論期日において原告及び被告の準備書面等の陳述手続きがすみ、原告が手を上げて説明する旨の発言をしたところ、小林愛子裁判官はこれさえも認めず、弁論を終結しますと告げてそそくさと退廷されました。

憲法及び民事訴訟法によって、小川達夫は公正・公平な裁判を受けらる権利を日本国家から保障されているのであります。また裁判官は、憲

法及び法律のみ拘束される存在であり、他に何者も、裁判官を拘束することはできず、それゆえ、本件訴訟のように、正当な理由もなく、裁判官が原告、すなわち訴訟当事者の発言を封じるなどという憲法及び民事訴訟法に違反する異常な事態はあってはならないのであります。

原告提出の準備書面 19 が簡略すぎるため、及び被告の平成 23 年 2 月 22 日付準備書面に、説明・反論しようとした内容は以下のとおりであります。

2 改製原住民票除票には綴じ穴がなければならない

ア 甲第 42 号証の二箇所が綴じ穴の跡であることは見れば明らかである。乙第 5 号証の二箇所が赤丸の印であることは見れば明らかである。

裁判官及び被告に異論があれば原告は科学者に依頼して分析をくわえてもらう予定である。

イ 改製原住民票除票（乙第 5 号証）には綴じ穴がなければならない。

すなわち、住民票の備・保管の方法として「住民票を町（丁）別、地番号の順序にバインダーにつづり、住民簿とする」（甲第 60 号証）とされているとおり、被告は住民票をビニール製のファイルに入れて保管しておらず、バインダーにつづって保管していたのである。したが

って、改製原住民票除票（乙第5号証）もこれが真正文章であれば、当然のごとく、これには赤い丸印の綴り穴がなければならぬのである。よって被告提出の乙第5号証の原本は、綴り穴がなく、この二箇所に赤い丸印が記載されてる事実からみて偽造文書であることが立証されたのである。

原告は、本件訴訟において再三にわたり、被告の市役所において高野助役、武内市民生活部長立ち会のもとで改製原住民票除票（甲第42号証）なるものの原本を実見したことを主張してきた。このとき原告が実見した甲第42号証は黒い表紙によって綴りられていたものであった。したがって、この点からみても二箇所に綴り穴がなければならぬのであり、被告の主張は虚偽であり、かつ被告が綴り穴があるべき箇所に赤い丸印を記載した乙第5号証の原本提出という立証行為も虚偽でありことが暴露されることとなった。

ウ 「住民票又は戸籍の附票の全部を消除したときは、これを除かれた月日の順序に年ごとにつづって除住民票簿又は除附票簿とする」（甲60号証）とあるとおり、甲第42号証は除住民票簿に綴りられていなければならないのである。ところが、原告が甲第42号証を上記の高

野助役、武内市民生活部長立ち会いのもとで実見したとき、児童手当簿のようなものに綴じられていたのである。該当者がいないにもかかわらず、児童手当が記載されていることと相俟って甲第42号証が偽造文書であることが、上記第60号証によって立証されることになったのである。

エ　すでに原告が主張した（準備書面16）ところであるが、改製原住民票除票（甲第42号証、乙第5号証）が、仮に真正に成立した文書であれば、「昭和53年9月13日改製につき消除」と記載されているものであるから、消除後5年で廃棄されるものである。それ故、これがすでに27年も経過した現在まで被告において保管されているということは、およそありえないことである。平成13年8月第3回定例議会において渡辺義一総務部長は文書管理について「保存期間5年未満の文書は主管課の課長である文書管理者が原則として各年度ごとに整理、保管し、保存期間満了後に廃棄することにしております」（会議録320、321頁）と言明しているとおりである。

第2　被告の平成23年2月23日付準備書面の反論について

1　被告の平成23年2月22日付準備書面のうち「争う。」は何ら具体的な

反論ではない。

- 2 被告は、小川すみ及び小川（旧姓秋谷）正義の陳述につき、別件訴訟の証言・陳述であること、判決が確定していることを理由に証言・陳述の信憑性について認否を控えるとするがこれは詭弁である。

本件訴訟において小川（旧姓秋谷）正義の証拠申出をしているわけであるから、信憑性云々というのであれば、これを必要ないとする事はできないのである。又判決が確定していても誤りたる事実認定に基づく判定は違法であることについては従前原告が主張したとおりである。

第3 甲第6号証、甲第54号証の割印について

- 1 甲第6号証の丁2と丁3の上段の位置に押印された割印の左右の印影が同一時に押印されたものでないことが明らかである。よって1丁、2丁が改竄・偽造されたとする原告の主張を立証づけるものである。
- 2 甲第54号証の割印は、名更正申出書と戸籍抄本の割印が、被告の土出張所の印でなければならないところ、法務局の割印である。これによって甲第54号証が偽造されたとする原告の主張を立証づけるものである。

添付資料4
あ通